

# 高松市いじめ防止基本方針

平成29年12月

高 松 市  
高松市教育委員会

# 高松市いじめ防止基本方針

平成27年4月23日  
高松市  
高松市教育委員会  
平成29年4月1日 改定  
平成29年12月22日 改定

## はじめに

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定に基づいて、策定する。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

また、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」であるという認識に立ち、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を講じる必要がある。

そこで、児童生徒をいじめの被害者にも加害者にもさせないよう、高松市教育委員会（以下「市教委」という。）・学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下、以下に定める基本的な方針に従って、いじめの防止等のための対策を推進する。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市教委・学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 2 いじめの定義

この方針において、「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）によるものとし、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。

また、対象とする児童生徒は、高松市立小・中学校及び高松第一高等学校に在籍する児童生徒とし、「保護者」とは、それらの者に親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）とす

る。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。その際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

具体的な態様は、以下のようなものが挙げられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- なかまはずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談・通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

#### (1) いじめの未然防止

全ての児童生徒が心の通い合う人間関係を構築できる社会性のある大人へと成長するためには、関係者が一体となった継続的な取組により、いじめを生まない土壌をつくることが必要である。

このため、児童生徒の豊かな情操や道徳心等の醸成に努め、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒が安心でき、自己有用感を感じられるなかまづくりに努める。

また、児童生徒がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない気運の醸成に努める。

さらに、保護者は子どもの教育について第一義的責任を有するものであって、子どもがいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努める。

これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について、家庭・地域を挙げた取組を推進するための普及啓発が必要である。

#### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの早期対応の前提であり、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあること、いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。

また、日頃から、市教委、学校、家庭、地域社会、関係機関は、相互の信頼関係を基盤として連携し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、児童生徒が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するよう努める。

### (3) いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、教育的配慮の下、速やかに対応しなくてはならない。

また、いじめを受けた児童生徒を守り通すことを前提に、いじめを行った児童生徒には、その行為に対して毅然とした指導等を行う必要がある。

このため、学校は教職員全員の共通理解の下、保護者や関係機関の協力を得て組織的な対応に努める。また、保護者は学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

### (4) 教職員の資質・能力の向上と専門的知識を有する者の配置・活用

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の資質・能力の向上に努めるとともに、生徒指導に係る体制等の充実のために、心理や福祉等に関する専門的知識を有する者の配置・活用等に努める。

### (5) 家庭や地域社会との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域社会はその連携を図り、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進するなど、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるように努める。

### (6) 関係機関との連携

いじめへの対応において、関係機関と連携するためには、その役割と業務を正しく理解しておくことが必要である。

また、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関はその役割に応じて、いじめの防止等のための連携を行う。

### (7) 重大事態への対処

学校又は市教委は、重大事態が発生した場合には、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うなど、その事態に適切に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に努める。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために高松市が実施すべき施策

#### (1) いじめの未然防止

市教委は、いじめの未然防止に至る自他を尊重する意識や行動様式を育成するため、「スマイルあいさつ運動」、「『強めよう絆』月間」、「ありがとうの日」、「情報モラル教育推進事業」の施策を市立小・中学校で、各校の実態に応じて実施する。

また、「みんなで人権を考える会」、全市立中学校（ただし、半数ずつ隔年で参加）と高松第一高等学校の代表生徒が参加して開催する「高松市生徒みらい議会」において、いじめの未然防止に向けた取組について発表したり、話し合ったりする機会を設定する。

さらに、「青少年健全育成作品展」など、地域コミュニティ協議会や健全育成団体等との連携の推進により、地域を挙げての広報啓発活動を充実させるよう努める。

#### (2) いじめの早期発見・早期対応

ハートアドバイザー配置事業、スクールソーシャルワーカー配置事業、いじめ等対策事業（スク

ールカウンセラー配置)、強めよう絆推進事業、児童生徒指導推進事業(学校サポート委員会設置)により、教育相談・いじめ問題対策等に専門的な知見を有する人材及び地域人材を学校に配置するとともに、「高松市児童生徒問題行動等対応マニュアル」の適宜改訂を行い、高松市立小・中学校及び高松第一高等学校に配布し、いじめの未然防止を行い、早期発見・早期対応に備える。

また、市教委内にいじめ相談専門員を置き、電話相談、来庁相談に対応するとともに、それらの内容を整理・分析し、市立小・中学校及び高松第一高等学校のいじめ問題対策に活用する。

さらに、保護者に対して、啓発資料を兼ねたチェックリスト「大切な子どもに向き合い、支えよう！」の配布、「情報モラル等指導支援事業」により、家庭でのいじめの未然防止、早期発見・早期対応に備えるとともに、少年育成センター職員や、少年育成委員による補導、子どもに関する相談窓口、「こどもスマイルテレホン」紹介カードの配布等により、市教委と地域が連携して早期発見・早期対応に努める。

### (3) いじめ問題対策に係る関係機関との連携

学校、PTA、法務局、警察、学識経験者、その他の機関等、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図る。

## 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき対策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

#### ア 学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるもの」であり、各学校は、いじめの防止等について組織的に取り組むため、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

#### イ 児童生徒・保護者、関係機関等への説明

策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒・保護者、関係機関等に説明する。

#### ウ 学校評価による検証改善

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。その際、保護者、地域住民、関係機関等の意見を聞くなど、具体的ないじめ防止等の対策に係る連携に努める。

### (2) いじめの防止等の対策のための組織

学校におけるいじめの未然防止、早期発見、事案への対処、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等)等により構成されるいじめの防止等の対策のための中核となる組織(以下「学校いじめ対策組織」という。)を設置する。

運営に当たっては、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を多くの教職員が経験することができるよう、組織の構成を工夫・改善する。

### (3) いじめの未然防止

#### ア お互いの人格を尊重し合える態度の育成

児童生徒の自己有用感を高める取組と、他人の人格を尊重する意識と態度を育成する取組により、安心して自己表現、自己決定できる支持的雰囲気のある、温かい学級集団づくりに努める。

#### イ 道徳教育及び体験活動

いじめの防止や生命尊重等に向けて、「スマイルあいさつ運動」「ありがとうの日」の取組等を含めた、道徳教育及び体験活動等を推進する。

#### ウ 児童生徒の主体的な活動

道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を支援し、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる等、いじめを行う者や傍観者を生まない集団づくりに努める。特に、『強めよう絆』月間等においては、積極的に推進する。

#### エ 保護者との連携

いじめの防止等に関する学校の取組について保護者への啓発に努めるとともに、いじめの防止等に向けて、保護者との連携を図る。

#### オ 特に配慮が必要な児童生徒への対応

特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

#### カ 関係機関や地域社会との連携

関係機関の役割と業務を理解した上で、いじめの防止等に向けて、関係機関や地域社会との連携を図る。特に、地域社会との連携については、地域コミュニティ協議会等とも連携した「スマイルあいさつ運動」などの取組の機会を積極的に活用する。

### (4) いじめの早期発見

#### ア 日常的な観察・情報共有等

全ての教職員が、児童生徒が示す変化を見逃さないように努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換による情報の共有に努める。また、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるため、児童生徒との緊密な関係づくりとともに、教職員と児童生徒・保護者との日々の学校生活についてやりとりをする「連絡帳」、「生活ノート」等を活用して、学校生活や友人関係等の把握に努める。

#### イ アンケートの実施

いじめの実態を把握するため、児童生徒に対する定期的なアンケート調査を実施する。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、必要に応じて、組み合わせて実施する。アンケートの結果は、適切な内容及び方法で、保護者にも伝える。

#### ウ 相談体制に係る情報の周知及び教育相談の実施

児童生徒の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口等の情報を積極的に周知するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や教職員による教育相談を実施する。周知に当たっては、いじめの解決につながった事例を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる。

#### エ 児童生徒からの相談に対する迅速な対応

児童生徒が自らSOSを発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、児童生徒にとって多大な勇気を要することであることを理解し、児童生徒からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

#### オ 保護者との信頼関係の構築

保護者が教職員に相談しやすい環境づくりに配慮し、安心して相談できる信頼関係の構築に努める。

### (5) いじめに対する措置

いじめの事実があると思われるときは、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、保護者に報告・相談した上で、関係児童生徒や教職員から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、各教職員は、その対応方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合には、所轄の警察署と連携するなどして対応する。特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に対処する。

### (6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）」「②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察するよう努める。

### (7) 教職員の資質・能力の向上

いじめは教職員が気付きにくい形で行われることに留意し、児童生徒のわずかな変化を敏感に察知できるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用するなど、いじめの防止等についての校内研修等を推進する。

### (8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な心の傷を与えかねない行為であることを理解させる等、児童生徒に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

### (9) 学校評価における留意事項

学校評価を行うに際して、いじめの問題を取り扱う場合には、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、積極的にいじめを認知することによる適切な対応を肯定的に評価するなど、いじめの防止等のための適切な取組について評価するよう留意する。

## 3 関係機関等の役割と対策

### (1) 高松法務局

いじめを含めた人権問題について、専用相談電話「子どもの人権110番」や「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」の設置、「子どもの人権SOSミニレター」の配布を通じて、子どもたちが相談しやすい体制を取る。

そして、相談等を受けて、いじめの疑いのある事案を認知した場合には、必要な調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。

また、インターネット上のいじめに係る書き込みについて、児童生徒又はその保護者から相談を受けた場合には、事案に応じ、その削除依頼の方法を助言するほか、削除要請等を行う。

### (2) 香川県警察

平成16年度から実施している「高松市学校・警察相互連絡制度」等を活用し、学校と警察との連携を図るとともに、学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為（触法行為を含む。）がある場合には、いじめを受けた児童生徒や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察としての対応を行う。特に、いじめを受けた児童生徒の生命・身体の安全が脅かされているような重大事案がある場合は、捜査、補導等の措置を適切に講じる。また、「スクールサポーター」を学校に派遣し、教職員への助言や、いじめの防止を主眼とした非行防止教室の開催等を行う。

### (3) 香川県子ども女性相談センター、高松市こども女性相談室

香川県子ども女性相談センターにおいて、いじめ問題について、児童生徒や保護者、学校等からの相談を受けた場合は、家庭環境や生活歴、発達段階、性格や行動特性などについて専門的な調査を行い、関係機関と連携しながら援助を行う。必要な場合には、児童生徒の一時的な保護や、児童福祉施設への入所などの措置等を行う。また、高松市こども女性相談室において、保護者、児童生徒等から相談を受けた場合には、市教委をはじめ関係機関に引き継ぐとともに、連携を図り適切な支援を行う。

### (4) 香川県臨床心理士会、香川スクールソーシャルワーカー協会

研修会を定期的開催し、グループワークや体験学習を通じた、いじめを生まない土壌をつくるための集団づくりや、いじめを受けた児童生徒又はその保護者、いじめを行った児童生徒又は保護者に対して専門的な立場からの支援や助言を行うことができるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの養成に努める。また、市教委をはじめ関係機関との連携を図り、適切な支援を行う。

### (5) 高松市PTA連絡協議会

子どもをいじめの被害者にも加害者にもさせないために、日頃から共に過ごす時間や会話を大切



にし、子どもの変化を見逃さないようにするとともに、家庭において社会や集団のルールや物事の善悪について、きちんと話し合う機会を設けるよう努める。また、PTAとして学校や地域社会等と連携し、いじめの防止等のための対策に取り組む。

### 第3 重大事態への対処

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した際は、速やかに市教委又は学校の下に調査を行うための組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。調査は教育的配慮に基づき、児童生徒の人権や個人情報保護等に十分留意して行う。

当該事案が重大事態であると認められる場合、市教委を通じて市長に報告する。

#### 1 調査を行う組織

市教委は、あらかじめ、いじめの問題に係る調査を行う組織の調査員候補者を選任しておき、高松市立学校において重大事態が発生し、市教委の調査が必要となった場合には、候補者から調査員を選任し調査を行う。一方、学校が調査する場合、学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### 2 調査について

調査は、速やかに実施するものとし、学校は調査員の調査活動に対して、児童生徒への教育的配慮の下、便宜を図るものとする。

自殺事案の調査は、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月1日 文部科学省初等中等教育局長）を参考とする。

#### 3 保護者への報告等

調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を、教育的配慮をした上で適切に提供する。

調査によって確認された事実関係等は、関係する児童生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、同種の事態の発生の防止に努めるために活用する。

### 第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

この基本方針は、より実効性の高い取組を実施するため、いじめの防止等に関する国、県、市及び市教委の施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

#### 資料

別添資料1 平成29年度教育指針（抜粋）（平成29年3月高松市教育委員会）

別添資料2 高松市児童生徒問題行動等対応マニュアル（抜粋）  
（平成29年3月高松市教育委員会）

別添資料3 児童生徒問題行動対策連絡会設置要綱  
（平成28年4月1日改正高松市教育委員会）

別添資料4 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）【概要】  
（平成26年7月1日文部科学省初等中等教育局長）

- 参考資料1 いじめの防止等のための基本的な方針【改訂版】  
(平成29年3月14日 文部科学大臣)
- 参考資料2 早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)  
(平成25年5月16日 文部科学省初等中等教育局長)
- 参考資料3 香川県いじめ防止基本方針 (平成29年6月20日 改定 香川県)
- 参考資料4 不登校重大事態に係る調査の指針について(通知)  
(平成28年3月11日 文部科学省初等中等教育局長)
- 参考資料5 いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成および新年度に向けた取組について(通知)  
(平成28年3月18日 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長)
- 参考資料6 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン  
(平成29年3月 文部科学省)